

## 神戸市景観形成助成金交付要綱

昭和 55 年 3 月 17 日決定

令和 5 年 3 月 31 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市都市景観条例（令和 3 年 12 月条例第 25 号。以下「条例」という。）第 45 条の規定に基づく景観重要建造物、及び指定景観資源の維持、管理、修理等に係る助成、及び条例第 48 条の規定に基づく都市景観の形成のために必要な行為に係る助成に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱による補助金の交付に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月規則第 38 号）に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の定義は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）、条例及び神戸市都市景観条例等施行規則（令和 4 年 3 月規則第 59 号）の例による。

(助成の要件)

第 3 条 この要綱による助成は、次のいずれかの要件を満たす行為に対して行うものとする。

(1) 法第 19 条第 1 項に規定する景観重要建造物及び条例第 31 条第 1 項に規定する神戸市指定景観資源について、条例第 28 条第 1 項及び条例第 32 条第 1 項に定める管理計画又は条例第 37 条第 1 項に定める保存活用計画に基づき行われる外観等の維持、修理に要する行為。

(2) 法第 19 条第 1 項に規定する景観重要建造物及び条例第 31 条第 1 項に規定する神戸市指定景観資源について、地域活動拠点等の地域活性化に資する用途に活用するための改修に要する行為が必要と認められるもの。ただし、条例第 28 条第 1 項及び条例第 32 条第 1 項に定める管理計画、又は条例第 37 条第 1 項に定める保存活用計画に基づき適切に管理されたものに限る。

(3) 条例第 6 条第 3 項に規定する重点地域等の区域内で行われるものであって、景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項又は屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項に適合し、すぐれた都市景観の形成のための努力が特に認められるもの。

(4) 条例第 44 条第 2 項の規定により市長が認定した景観形成市民協定の区域内で行われるものであって、当該景観形成市民協定に定める都市景観の形成に必要な基準に適合し、すぐれた都市景観の形成のための努力が特に認められるもの。

(5) その他、市長がすぐれた都市景観の形成のために特に必要と認めるもの。

(助成対象行為)

第 4 条 助成対象行為は、助成の要件に応じ、別表 1 に定めるとおりとする。

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、助成の対象行為に応じ、別表 1（あ）欄で定める助成対象経費に同表（い）欄に掲げる助成率を乗じた額で、同表（う）欄に掲げる限度額及び予算の範囲内で市長が決定する額とする。

2 企業からの協賛金等や民間の支援団体・国・地方公共団体等からの補助金等の交付を受ける場合は、助成額が収支差額を超える場合は収支差額を上限とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者は、助成の対象となる行為に係る契約の締結までに、神戸市景観形成助成金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、助成金の交付を決定したときは、神戸市景観形成助成金交付決定通知書(様式第2号)により、助成金の交付を決定しなかったときは、その旨を記載した文書により申請者に通知するものとする。

(助成内容の変更等)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定の通知を受けたもの(以下「助成対象者」という。)は、当該通知に係る交付の決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ神戸市景観形成助成内容変更申請書(様式第3号)に変更の内容がわかる図書を添えて市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請が適当であると認めるときは、神戸市景観形成助成内容変更承認通知書(様式第4号)により、適しないと認めるときは、その旨を記載した文書により助成対象者に通知するものとする。

(完了期日の変更)

第9条 助成対象者は、当該事行為が交付決定通知に記された期日までに完了しない場合は、速やかに神戸市景観形成助成完了期日変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請が適当であると認めるときは、完了期日変更の承認を行い、その旨を神戸市景観形成助成完了期日変更承認書(様式第6号)により助成対象者に通知するものとし、適しないと認めるときは、その旨を記載した文書により助成対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 助成対象者は、当該助成金の交付の決定に係る申請を取り下げるときは、神戸市景観形成助成取下届出書(様式第7号)を市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第11条 助成対象者は、当該助成金の交付の決定に係る行為が完了したときは、当該助成対象行為完了日から1カ月を経過した日又は当該助成金交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、神戸市景観形成助成完了実績報告書(様式第8号)による報告書を市長に提出しなければならない。

2 助成対象者は、第9条第2号に基づく承認書の通知を受けた完了期日が翌年度にわたる場合は、助成金交付決定に係る市の会計年度の3月31日までに年度終了実績報告書(様式9号)を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告があった場合において、助成金の額を確定したときは、神戸市景観形成助成金確定通知書(様式第10号)により助成対象者に通知し、助成金を交付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を記載した文書により助成対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(重複交付の禁止)

第 14 条 この要綱に定める助成対象行為に対する助成金については、他の類似する助成金との重複交付は認めないものとする。ただし、兵庫県古民家再生促進支援事業改修工事費補助または市長が特に必要と認める場合を除く。

(助成対象の適正管理)

第 15 条 助成の対象となった建築物等又は広告物その他について権利を有する者は、当該建築物等又は広告物その他の適正な管理に努めなければならない。

(施行の細目)

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附則

この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附則（昭和 61. 3. 31）

この要綱は、昭和 58 年 12 月 1 日から施行する。

附則（平成 4. 3. 31）

この要綱は、平成 4 年 3 月 23 日から施行する。

附則（平成 23. 4. 1）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27. 4. 1）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2. 5. 15）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4. 3. 31）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 5. 3. 31）

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

別表 1

助成の要件	助成対象行為		(あ)	(い)	(う)	
			助成対象経費	助成率	限度額	
第3条第1号、第5号	(一)	適切な保全管理に必要と認められる行為		設計、工事等に要する経費	2分の1以下	500万円
第3条第2号、第5号	(二)	地域交流施設等の地域活性化に資する用途に活用するための改修に要する行為で必要と認められるもの		(1) 調査(耐震診断含む)、計画策定等に要する経費	3分の2以下	500万円
				(2) 耐震改修工事に要する経費(※)	2分の1以下	(木造) 300万円 (非木造) 2000万円
				(3) 上記(1)(2)以外の設計、工事等に要する経費(兵庫県古民家再生促進支援事業改修工事費補助の採択を受けたものに限る)	3分の1以下	500万円  ただし、兵庫県古民家再生促進支援事業改修工事費補助の県補助額と同額を上限とする
第3条第3号から第5号まで	(三)	建築物等修景助成	建築物等の外観意匠の高質化に関する行為	(1) 設計、工事等に要する経費  (2) ライトアップ設備の電気代など助成対象行為の効果発揮するために必要不可欠な運用にかかる経費(ただし、最大3年間を限度とする)	3分の1以下  ただし、不特定多数の人が自由に利用できる広場や通路、施設など、公共的な性格をもつ空間(公共的空間)の整備については2分の1以下	250万円
	(四)	外構修景助成	案内サイン、モニュメント、ライトアップ整備など屋外空間の高質な修景に関する行為			
	(五)	広告物等修景助成	広告物又は広告物を表示する物件の移転、撤去のうち、外観意匠の整理、高質化に関する行為で大規模なもの			100万円
広告物の表示、移転、撤去若しくは内容の変更、又は広告物を表示する物件の設置、改造、移転、撤去、修繕若しくは色彩の変更のうち、外観意匠の整理、高質化に関する行為			10万円			

(※) 改修後において別表2に定める耐震基準を満たすもの又はその他の措置により改修建築物の居住者・利用者等の安全が確保されるものとして、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士の確認を受けたものとする。

別表 2

耐震診断区分	用途	耐震基準
(一) 国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	不特定多数の者が利用する施設	上部構造評点が1.0以上
	上記以外	上部構造評点が0.7以上
(二) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断	全て	構造計算により安全性が確かめられること。
(三) 上記(1)又は(2)に掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全て	上記(1)又は(2)の耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。